

平成 30 年 11 月 7 日

日本人（個人）と

トランプ税制における移行税（強制みなし配当課税）

税理士法人山田&パートナーズ 税のシンクタンク事業部 天木雪絵

目次

I. はじめに.....	2
II. 移行税の概要	4
(1) 移行税の対象となる課税所得.....	4
(2) 課税方法 ～CFC（外国子会社所得合算）税制の枠組みの利用～	4
(3) 適用時期 ～2017年12/31以前に開始する最終事業年度の末日を含む米国株主側の課税年度～	4
(4) 適用対象者の判定 ～米国株主と特定外国会社～	4
III. 移行税の対象となる「米国株主」とは何か.....	5
(1) 米国株主(U.S.shareholder)とは	5
(2) 米国人(U.S.Person)とは	5
(3) 米国居住者 (resident of the U.S.) とは	5
IV. 移行税の対象となる特定外国会社(SFC: Specified foreign corporation)とは何か.....	7
(1) 特定外国会社 (SFC) とは	7
(2) 被支配外国法人 (CFC) とは	7
(3) 対象外国法人の米国株主のうち、1以上が米国法人であること	7
(4) 改正前と改正後における適用範囲の違い	7
V. 日本人でも移行税の納税義務が発生する場合は.....	8
(1) 具体的なケース	9
(2) 注意が必要なケース	10
VI. むすびに.....	12

I. はじめに

2017年12月、米国ではトランプ大統領の署名により、新しい税制改革法（Tax Cuts and Jobs Act）が成立し、既に多くの条項が2018年1月1日以降、適用開始となっている。個人所得税については、2025年までの時限立法ながらも最高税率の引き下げ（39.6%から37%へ引き下げ）や控除の見直しなど、大幅な税負担の軽減や制度の簡素化が図られた。また、法人税についても連邦法人税率が35%から21%へ大幅に引き下げられ、また減価償却についても100%即時償却が認められるなど、米国経済の活性化や雇用増大へ向けた改正が行われている。

そして今回の新しい税制改革法の中でも、世界経済への大きなインパクトを与えると考えられているのが国際課税の分野における大改正である。今回の改正により米国は国際課税について、これまでの全世界所得課税方式から源泉地国課税（テリトリアル課税）方式へ舵を切ったといわれる。すなわち、海外子会社から米国の株主への配当金については、これまでの課税から非課税へと変更した。これは、世界に散らばっている海外子会社に利益として蓄積されてきた資金を米国へ還流させることを促すものといえる。

従来から採用されていた全世界所得課税のもとでは、海外に子会社を傘下にもつ米国企業は、①現地（所得の源泉地国）で法人税等の課税を受けた上で、②本国（米国）からの課税も受けていた。つまり同じ所得に二重の課税を受けることになる¹のであるが、米国では、後者の②の課税は、所得発生時ではなく現地から留保利益を米国に引き上げる際に課税（配当課税）が行われていた。このため、米国企業は、②による二度目の課税を避けようと、米国親会社への配当を行わず、現地に留保利益を溜め込む傾向があった。この現地に溜め込んだ額は2兆ドルに及ぶともいわれている。そこで、米国は今回の税制において、②の配当金に対する課税については、益金不算入として課税しないことで、海外に散らばる莫大な資金を米国に還流しやすい体制を整えたといえる。

今後は海外子会社で生じる利益への課税は、現地（源泉地国）で（上記①の）課税がされたあと、米国親会社に還流させても（上記②の）課税をしないこと²となる。

しかし、今回の改正では、新たに「GILTI（「ギルティ」）」と呼ばれる課税の仕組みが創設され、海外子会社の利益に対し、米国サイドの一定の株主に課税が行われることとなった。これは、海外子会社が現地で獲得した利益のうちその保有する無形資産から生ずる超過収益力として一定の額を、米国側の株主の所得に合算して株主に課税を行うものである。その目的は収益の源泉となる無形資産を軽課税国にある海外子会社に保有させて、そこから生じる多額の利益を溜め込むことを規制することにある。結局のところ、テリトリアル課税へ移行し、米国への資金還流時に受取配当としての課税は行わないことにはなったといわれるものの、海外子会社が利益を上げた時点で資金還流を待たずに米国からの課税が行われる仕組みが強化されたことになる。

今後は、海外子会社で生じた利益について GILTI により課税されたあと、留保利益について米国へ資金を還流しても配当金は益金不算入となる。とすると、税制改正前のこれまで配当されずに蓄積されてきた留保利益のうち米国での課税が済んでいない部分について課税を免れることになるのか、との疑問が生じるかもしれない。この部分につき、本来、配当課税により徴収できるはずであった税収が徴収漏れとならないよう、前倒しで米国の株主に配当があったものとみなして、一括して課税されることになった。業歴が長い会社であれば過去約30年分の溜め込んできた留保利益に対してまとめて課税するということになるので、多国籍企業を中心に大きなインパクトを与えるものとなっている。

¹ 法人については、二度目の配当課税時には海外子会社が現地で負担した法人税相当額を控除できる（間接外国税額控除）。

² 所有割合10%以上となる一定の株主に適用される。

この過去からの蓄積利益に対する一度限りのみなし配当課税については、「国外留保利益の強制みなし配当課税」や「トール・チャージ」「テリトリアル課税制度移行に伴う移行税」「米国歳入法 965 条の移行税」等、様々な呼ばれ方をするが、ここでは統一して「移行税」と呼ぶこととする。

移行税については、過去の留保利益が多額になっていればそれだけ影響額も大きく、日系企業への影響も大きいものとして、ニュース、新聞・雑誌記事、Web などのメディアでも取り上げられることも多いが、一見移行税とは関係がなさそうな日本人個人（日本国籍を有する個人）についても、グリーンカードを所有するなどの理由で米国居住者に該当している場合には、企業同様、移行税について納税義務が発生している可能性があるため注意が必要である。

移行税の実際の課税にあたっては、既存の枠組み（CFC(外国子会社所得合算)税制)を活かして行われる。CFC 税制では、海外子会社で生じる利益のうちサブパート F 所得³と呼ばれる所得を株主所得に加算する形で株主に課税されるが、移行税でも同様の手法で課税対象となる留保利益を加算して行われる。そのためこの既存の CFC 税制の対象者である場合、移行税の納付義務が発生している可能性が高く、納付義務を確認する必要があるが、今回の税制改正では、この土台となる CFC 税制の適用範囲そのものが強化・拡大されたため、従来からの CFC 税制に該当していないからと言って、思いがけず移行税の納税義務者に該当し、申告納税漏れが発生しているケースも考えられる。また、CFC 税制の対象者でなかったものについても新たに移行税の対象となるケースもある。

そのため、以下において日本人でも移行税が課される場合について整理する。

³ 海外子会社の利益は米国に還流する際に課税されていたが、一部の所得(サブパート F 所得)については、還流前であっても、前倒しで米国の株主にみなし配当課税が行われる。具体的には、所得の移転が比較的容易な利子配当や賃料・ロイヤリティ等の所得がこれに当たる。



II. 移行税の概要

上述の通り、移行税とは、米国でテリトリアル課税に移行するにあたり、米国傘下の外国会社が過去から蓄積してきた留保利益に対し、本国（米国）による課税が未済のものについて一括して1回限りのみなし配当課税を行うものである。

(1) 移行税の対象となる課税所得

移行税の対象となる所得は、簡単に表現すれば、溜め込んできた留保金に株式持分割合を乗じた金額となる。対象となる外国会社の「1987年以降に蓄積された蓄積国外所得（E&P）」のうち、その株主が所有する持分割合に応じ計算される。「E&P」とは、貸借対照表上の利益剰余金とは概念を異にし、米国税法上の配当可能額を計算するもので、移行税の計算においては、2017年11月2日時点と、2017年12月31日時点の金額を比較し、いずれか大きい金額を採用する。さらに過去からのマイナス E&P を控除するなど、一定の調整を行った後の金額で計算される。

(2) 課税方法 ～CFC（外国子会社所得合算）税制の枠組みの利用～

米国でも、日本と同様に、タックスヘイブン税制がある。前述の通り、従来より外国法人で生じた所得は発生時ではなくから留保利益を米国に引き上げる際に配当所得として課税する方法がとられていたが、一部の所得、例えば配当・利子・ロイヤリティ・賃貸料等のような軽課税国へ利益移転が容易な所得については、配当があったものとみなして、実際の配当が行われる前であっても株主の所得に合算する、という CFC(外国子会社合算)税制がおかれている。この前倒しで株主所得に合算される所得をサブパート F 所得と呼ぶが、移行税については、課税未済の留保利益をこのサブパート F 所得と同様に、株主所得を増加させる方法で課税する。

(3) 適用時期 ～2017年12/31以前に開始する最終事業年度の末日を含む米国株主側の課税年度～

移行税の適用時期は、利益を留保している外国法人の2017年12月31日以前に開始する最終事業年度の末日について、この末日を含む米国株主側の課税年度において課税される。例えば、移行税の課税を受ける米国株主が“個人”である場合の申告期限は下記のようなになる。

例1) 利益を留保している外国法人が12月決算法人である場合

・・・2017年12月31日が最終事業年度の末日となるため、個人株主の2017年分の申告書上で一括課税される（2018年4月15日が申告期限）。

例2) 利益を留保している外国法人が3月決算法人である場合

・・・2018年3月31日が最終事業年度の末日となるため、個人株主の2018年分の申告書上で一括課税される（2019年4月15日が申告期限）。

(4) 適用対象者の判定 ～米国株主と特定外国会社～

繰り返しになるが、移行税は、米国企業の傘下にある外国法人が配当せずに留保してきた利益の金額を、配当前であってもその外国法人の株主の所得に加算することで一括課税される。しかし、外国法人のすべての株主が適用を受けるわけではなく、その外国法人が「特定外国会社（SFC）」に該当する場合の「米国株主」に対して移行税が課される。具体的判定については次パート以降で整理する。

①「米国株主」に該当しているかの判定 ⇒ III参照

②その外国法人が「特定外国会社（SFC）」に該当しているかの判定 ⇒ IV参照



Ⅲ. 移行税の対象となる「米国株主」とは何か

移行税の対象者は、「特定外国会社（SFC）」の「米国株主」である。この章では「米国株主」の定義を確認する。

（１）米国株主(U.S.shareholder)とは

米国株主とは、その外国会社の議決権のある全ての種類の株式又は株式価値の10%以上を、直接もしくは間接に所有し、又はみなし所有により所有しているとみなされる場合の「米国人」をいう(IRC § 951)。

今回の税制改正につき、次の点の改正が入っているため、注意が必要となる。

- ①10%の判定につき、議決権だけでなく、株式価値の10%以上である場合が含まれることとなった。
- ②10%の判定につき、みなし所有の範囲が拡大された（“Dawnward Attribution”を含むこととなった）。
従来、10%の判定については、その米国会社が直接・間接に所有する株式についてのみ所有しているものとされていたが、改正後は、その米国会社の親会社が所有している他の海外会社の株式についても、その米国会社が所有しているとみなされることとなった。

（２）米国人(U.S.Person)とは

米国人とは、下記の者をいう（IRC § 7701(a)(30)）とされ、「米国居住者」が含まれている。

- ①米国市民又は米国居住者
- ②米国のパートナーシップ
- ③米国法人
- ④一定のエステート
- ⑤一定の信託

（３）米国居住者（resident of the U.S.）とは

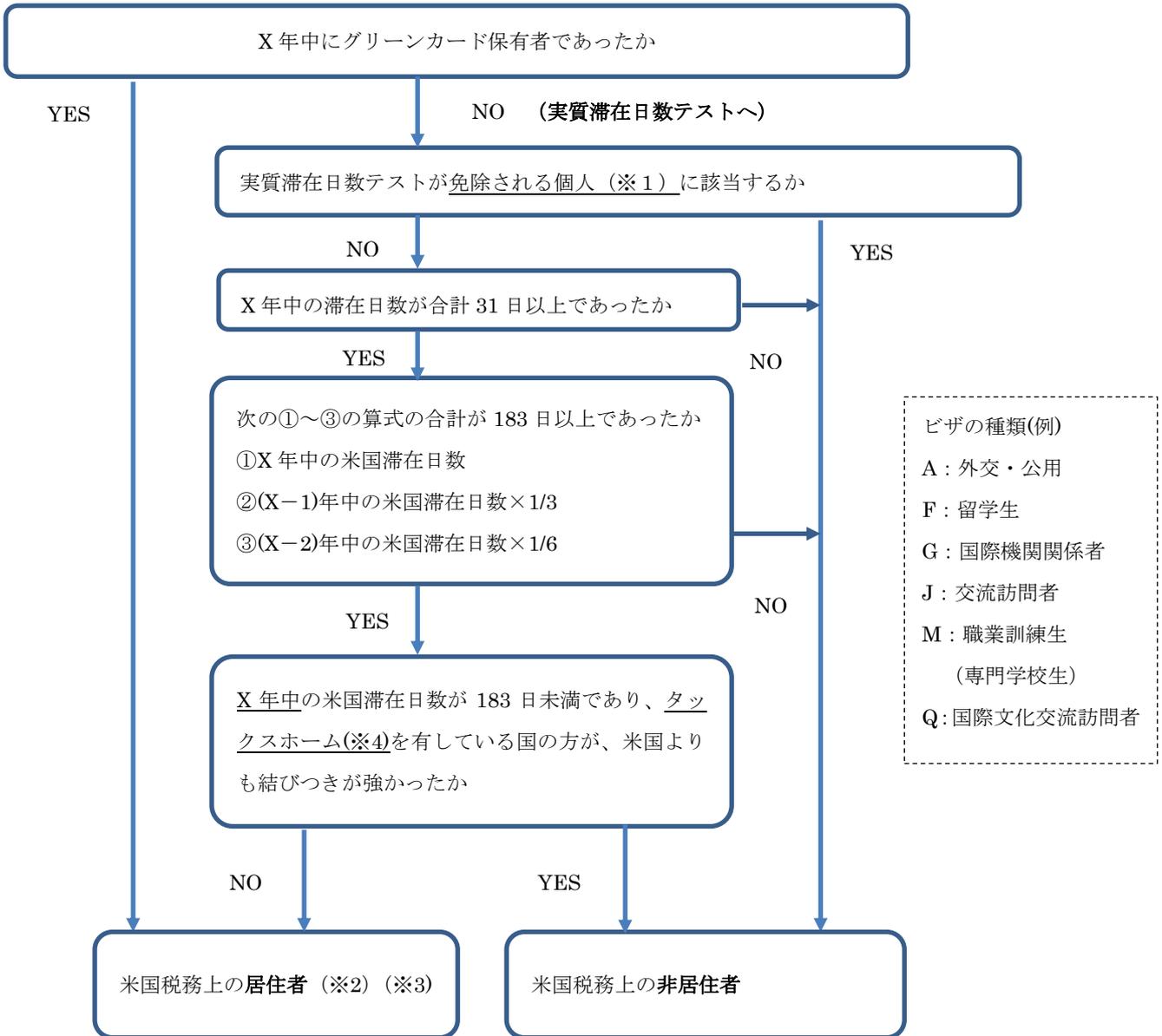
外国人であっても、グリーンカード保持者や、実質滞在日数テスト（6頁のフローチャート参照）で条件を満たす者は、税務上の米国居住者として取り扱われる。米国居住者は、米国市民と同様、全世界所得課税の対象となる。例えば、日本人として国籍を有しているが、米国に自由に行き来できるようにグリーンカード（永住権）を取得したことにより、米国居住者に該当することとなった場合には、例え米国に居住せず、日本の税務署に確定申告を行っていても、米国税制上の全世界所得課税方式が適用され、米国への申告納税義務が生じる。

つまり、グリーンカード保持者は米国に居住していなくても、米国居住者に該当することから、外国会社の株式等を10%以上所有する場合には、「米国株主」に該当して、移行税の対象となる可能性がある。

【米国税法上の課税の範囲】

		課税の範囲		日本国籍を有する個人との関係
個人	米国市民		全世界所得課税	・米国市民であり、かつ日本国籍をもつもの（二重国籍者） ・グリーンカード保持者 ・滞在日数テスト該当者等
	外国人	米国居住者		
		米国非居住者	国内源泉所得課税 (※米国内で生じる所得にのみ課税)	

【米国居住者・非居住者の判定（X年の所得税について） フローチャート】



※1 免除される個人は次の者を指す。

- ① 「A-3」または「G-5」のビザを持っている個人を除き、「A」または「G」ビザで外国政府関連の個人として米国に一時的に滞在する個人。
- ② ビザの要件に実質的に従う、「J」または「Q」ビザで米国に一時的に滞在する教師または研修生。
- ③ ビザの要件に実質的に従う、「F」、「J」、「M」、または「Q」ビザで一時的に米国に留学している学生。
- ④ 米国で一時的に慈善のスポーツイベントに参加するプロスポーツ選手

(※詳細は次の HP 参照 https://www.irs.gov/publications/p519#en_US_2017_publink1000222138)

※2 デュアル・ステイツ（二重身分：暦年の間に居住者と非居住者の期間を有する場合）の可能性はある。

※3 米国と日本の双方居住者については、日米租税条約により非居住者となる可能性がある。

※4 タックスホーム(Tax Home)とは、事業や雇用等のメインとなる場所のことを指す。

※ 駐在員の赴任初年度等については実質滞在日数テストを満たさなくても、翌年（X+1）に実質滞在日数テストを満たし、一定の要件に該当する場合には、X年の一部分につき居住者を選択できる。

※ 病気で米国から離れることができなかった等、一定の日数は、上記テスト上、計算に算入しない。

IV. 移行税の対象となる特定外国会社(SFC: Specified foreign corporation)とは何か

次に「特定外国会社」の「米国株主」に該当する場合につき、その米国株主は移行税の対象となることから、「特定外国会社」の内容について整理する。

(1) 特定外国会社 (SFC) とは

特定外国会社 (SFC) とは、次のいずれかに該当する外国会社をいう (IRC § 965(e)(1))。

- ①被支配外国法人 (CFC : Controlled foreign corporation) に該当する外国会社
- ②米国株主のうち 1 以上が米国法人である外国会社

(2) 被支配外国法人 (CFC) とは

上記①の被支配外国法人 (CFC) とは、課税期間のいずれかの日において、米国株主により、議決権のある株式もしくは株式価値の 50%超を、直接・間接に所有又はみなし所有されている場合のその外国法人をいう(IRC § 957(a))。つまり、10%以上株式を所有する米国人である株主に、合算して 50%超を所有されている外国法人は CFC に該当することとなる。

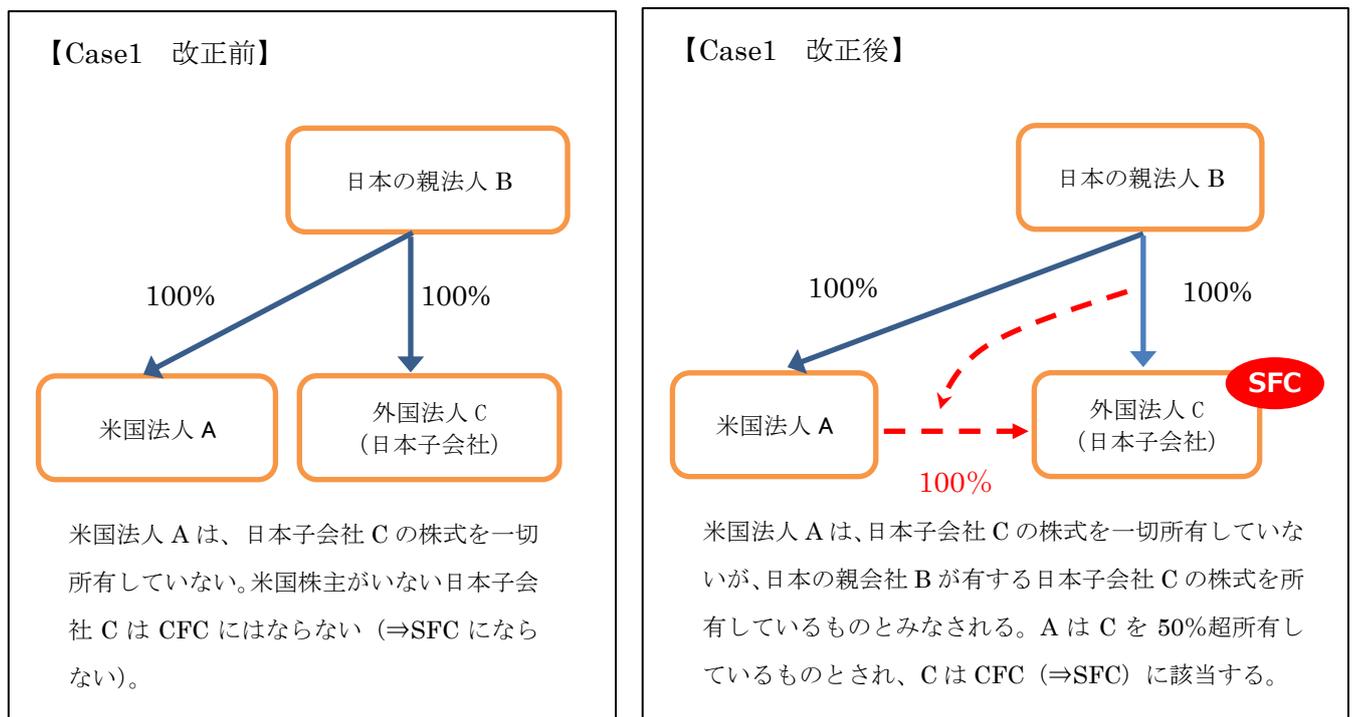
ここでも税制改正により改正が行われている。被支配外国会社 (CFC) の 50%超の判定時においても、米国株主の 10%以上の判定時と同様のみなし所有の概念が拡大された。したがって、CFC の定義が拡大したことで、従来からの CFC (外国子会社合算) 税制についても適用範囲が広くなり、課税が強化される傾向となった (Case1 参照)。

(3) 対象外国法人の米国株主のうち、1 以上が米国法人であること

上記②の米国株主 (10%以上株式を所有する米国人である株主) のうちに、1 社でも米国法人が存在すると、特定外国会社(SFC)に該当することになる。たとえ、対象外国法人が被支配外国会社 (CFC) に該当しない場合でも、こちらの要件に該当することで特定外国会社 (SFC) に該当し、移行税が課されることになる。

(4) 改正前と改正後における適用範囲の違い

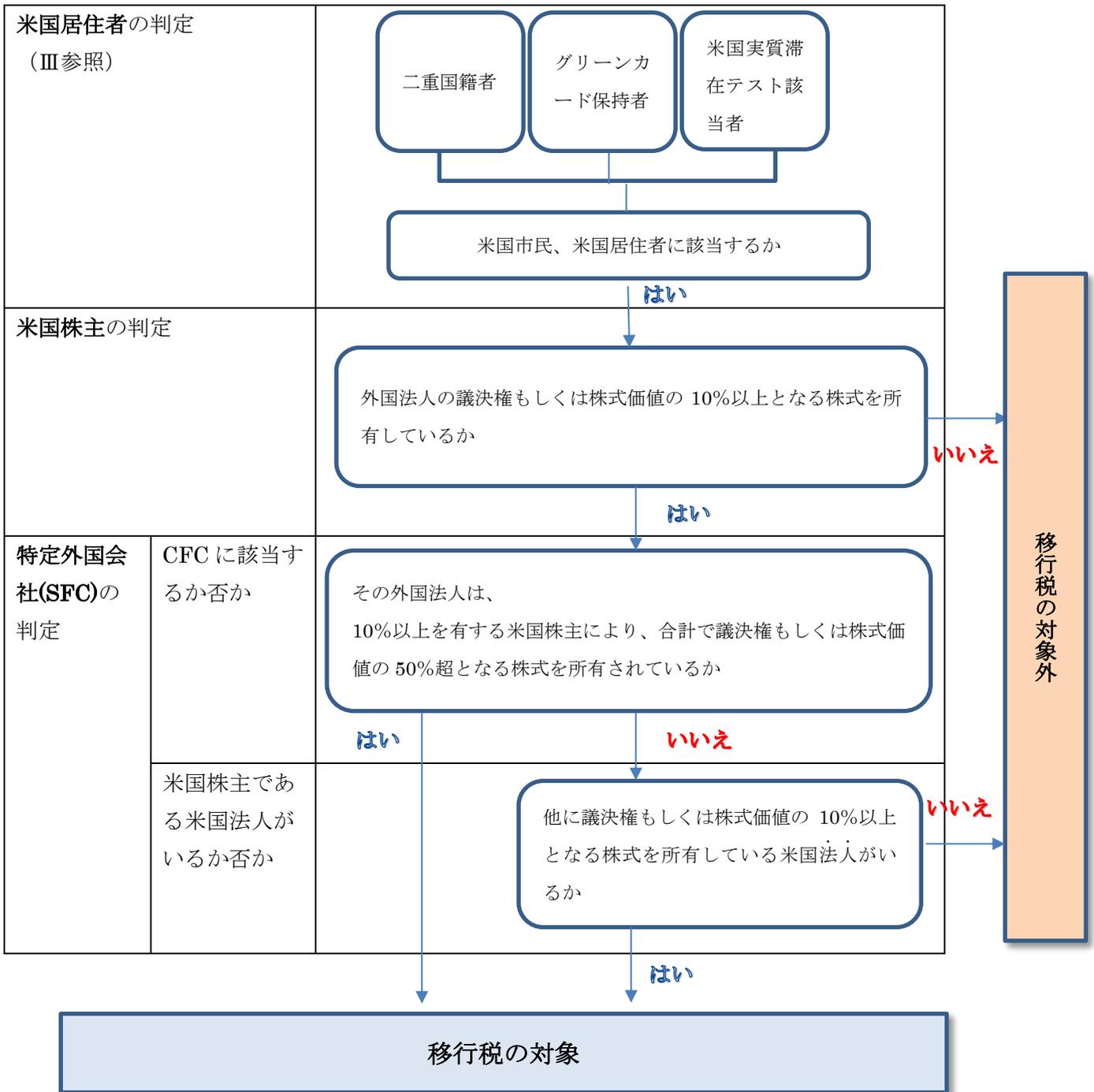
今回の改正により、みなし所有の範囲が拡大するケースについて具体例を用いて確認する。



V. 日本人でも移行税の納税義務が発生する場合は

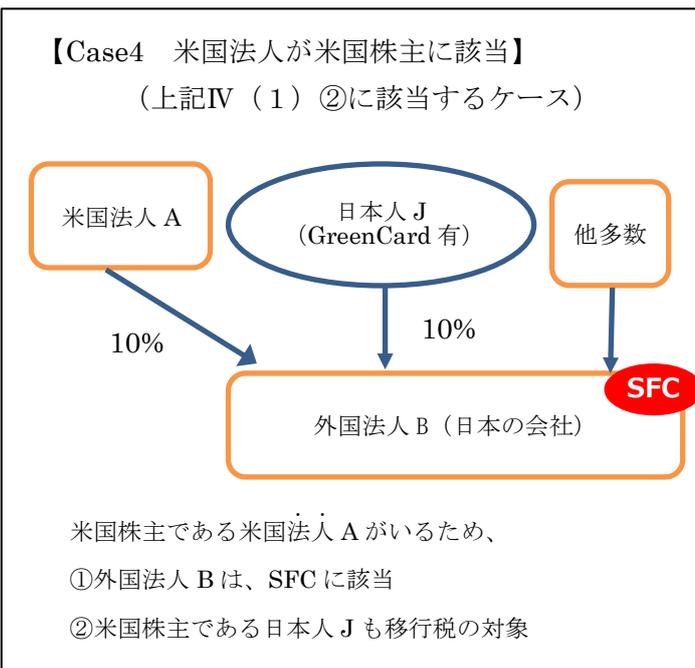
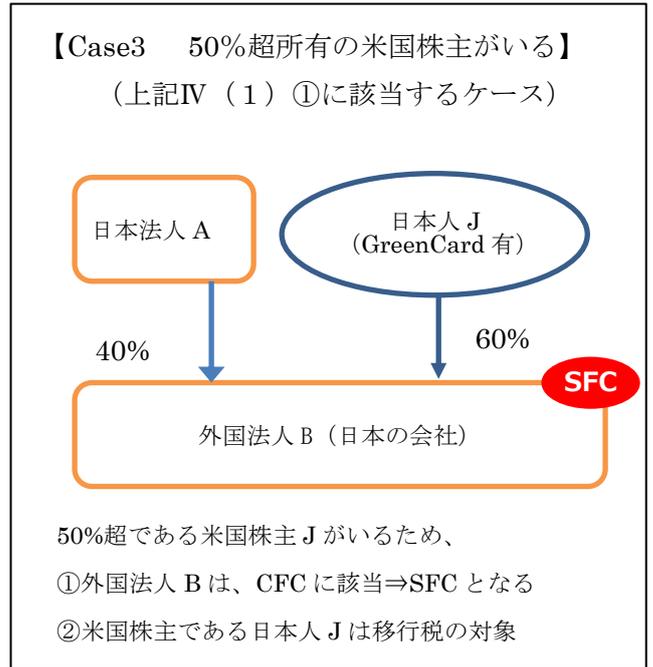
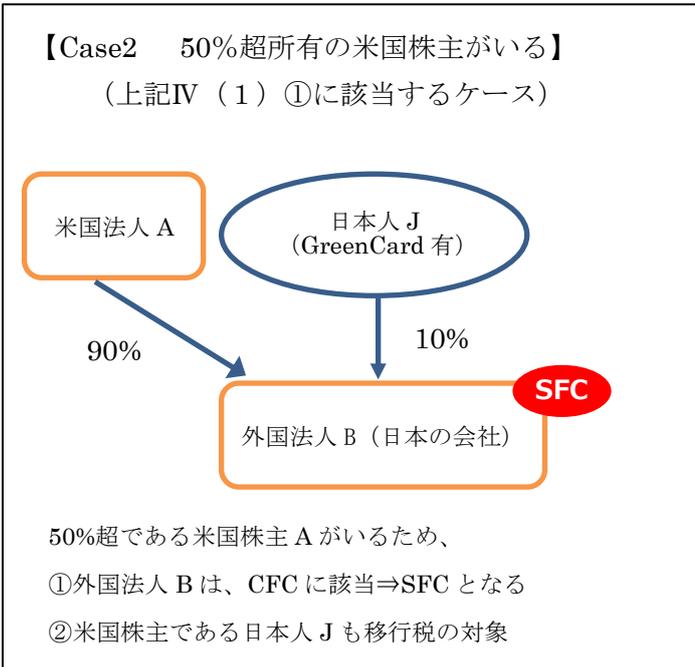
前章まででみたように、日本国籍を有していても、グリーンカードを有するなどの理由で米国税法上の米国居住者に該当し、その者が特定外国法人（SFC）の米国株主に該当する場合には、移行税の課税を受ける可能性がある（フローチャート参照）。

【参考】フローチャート（日本国籍を有する者の移行税の納税義務判定）



(1) 具体的なケース

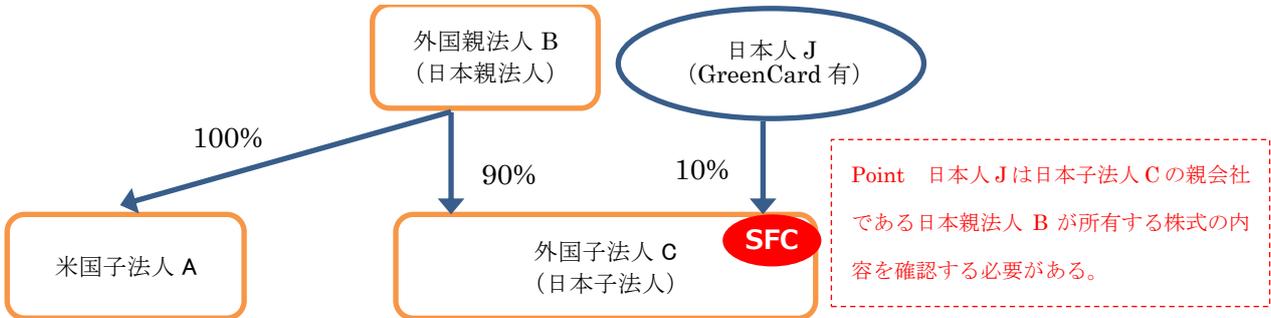
特定外国会社の株主に該当する例として、ごく簡単なケースを図示すると下記の通りとなる。



(2) 注意が必要なケース

次にグリーンカード保持者が具体的にどのような場合に移行税の課税対象者に該当するのか、注意を要するケースについて確認する。

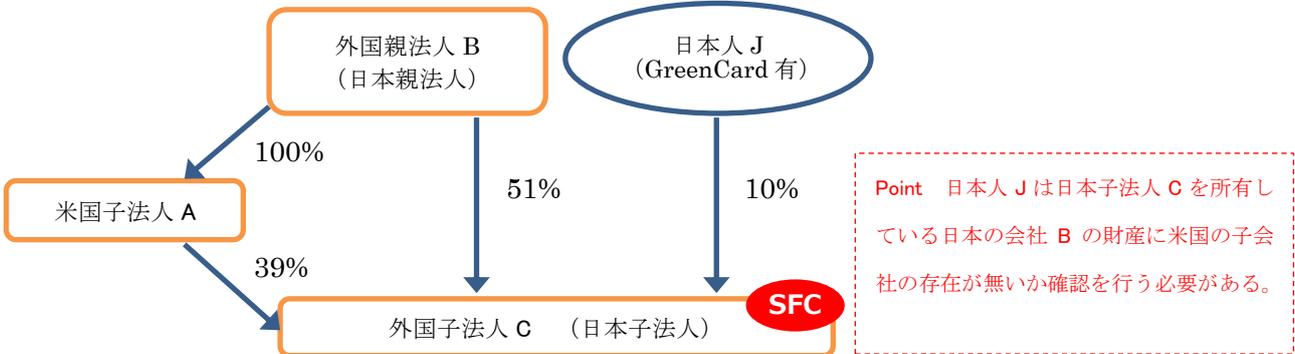
【Case5】 グリーンカード保持者が移行税の対象となるケース ～注意が必要なケース①～



改正前: 米国子会社 A は、外国子法人 C を直接・間接に所有していないため、C は CFC に該当していなかった。

改正後: 米国子会社 A は日本親会社 B を通して日本子会社 C を 90% 所有しているとみなされる。日本子会社 C は米国子会社 A に 50% 超を保有されるものとして CFC に該当。グリーンカードを有する日本人 J は CFC の株を 10% 以上所有する米国株主に該当するため、移行税の対象となる。

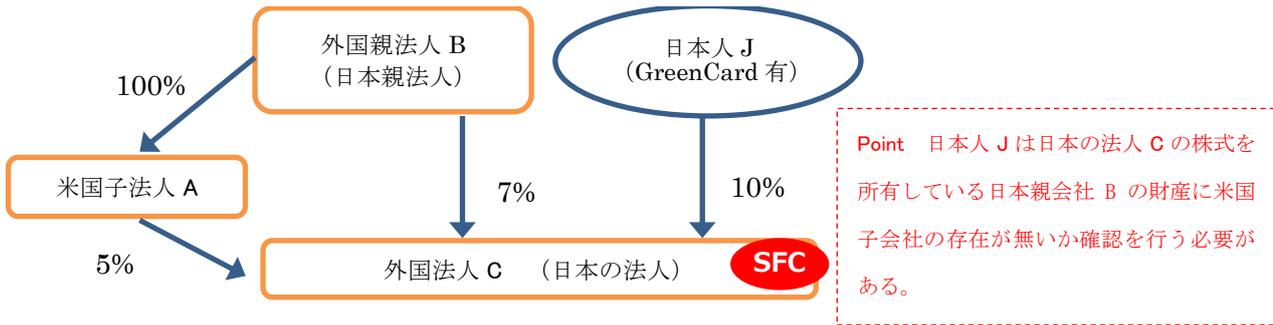
【Case6】 グリーンカード保持者が移行税の対象となるケース ～注意が必要なケース③～



改正前: 米国子法人 A は、外国子法人 C を直接・間接に 39% しか所有していないため、C は CFC に該当していなかった。

改正後: 米国子法人 A は日本親会社 B を通して日本子法人 C を直接所有とみなし所有を合わせ、90% 所有していることとなる。米国子法人 A が 50% 超所有として、日本子会社 C は CFC に該当し、SFC となる。グリーンカードを有する日本人 J は SFC の株を 10% 以上所有する米国株主に該当するため、移行税の対象となる。

【Case7】 グリーンカード保持者が移行税の対象となるケース ～注意が必要なケース②～



改正前: 米国子法人 A は、日本の法人 C を直接・間接に 5%しか所有していないため、C は CFC に該当していなかった。

改正後: 米国子法人 A は日本親法人 B を通して日本の法人 C を直接とみなし所有を合わせ、12%所有していることとなる。米国子法人 A が 10%以上所有の米国株主の法人となるため、日本の法人 C は SFC に該当。グリーンカードを有する日本人 J は SFC の株を 10%以上所有する米国株主に該当するため、移行税の対象となる。

VI. むすびに

移行税については、適用関係が非常に複雑となっているため、判断が難解であるが、グリーンカード保持者について整理すると、①米国以外の法人について 50%超の株式を所有している場合、また、②（50%超に達していない場合であっても）米国法人以外の法人について 10%以上の株式を所有している場合、については注意が必要となる。

前者①については、自己の 50%超所有により SFC に該当することから、移行税の対象となる。

後者②については、たとえ自己が 10%しか所有していなくとも、他の株主の影響でその法人が SFC に該当する可能性があるため、自己が 10%以上所有する法人については株主構成を洗い出す作業を行い、移行税の対象となるものがないか確認する必要がある。

すなわち、グリーンカード保持者は、米国法人以外の株式（例えば日本法人、中国法人、ベトナム法人等の株式）を 10%以上所有している場合、そのすべてについて移行税の対象となるか否かの確認が必要となる。

もともとグリーンカードを有する日本人が「特定外国会社(SFC)」の「米国株主」に該当するため、移行税の課税対象者に該当するというケースはそれほど多くはないかもしれない。しかし、該当した場合には、過去から蓄積してきた利益に一括して課税されるがゆえに、影響額が大きいことも想定される。また、株主が米国法人であれば二重課税を防ぐための間接外国税額控除が認められるが、個人で所有し申告する場合には、原則として間接外国税額控除が認められず、法人と比べても税負担が大きくなる傾向にある。

また、移行税はテリトリアル課税へ切り替わる前の 1 回限りの課税であるが、今回の税制改正により、「米国株主」や「被支配外国会社 (CFC)」の適用対象の判定について、みなし所有の範囲が変更され、適用対象者が拡大されたうえで、CFC（外国子会社合算）税制は存続することとなった。加えて、創設された GILTI による米国株主への合算課税もスタートする。GILTI は、Global Intangible Low-Taxed Income の略であり、無形資産低課税所得と呼ばれるが、海外子会社の利益から減価償却資産の税務上の簿価の 10%相当を控除した残額について、（無形資産から生じた所得であるか否かにかかわらず）その 50%⁴を米国株主の所得に合算して計算される。つまり、従来からの CFC 税制にしても、創設された GILTI にしても、海外子会社の利益の発生により課税が行われることから、米国株主は実際に資金の還元を受ける前に、前倒しの形で課税が受け

こうした状況を踏まえ、今後も株式所有割合について現状を維持するのか、そもそも渡米の予定が無い場合にはグリーンカードを保持し続けるかなど検討が必要なケースも生じると考えられる。

今回のトランプ税制は日本企業に限らず、個人にも大きな影響を与えうる改革となっている。

(了)

⁴ 50%に減額できるのは、法人の場合のみ



【参考文献】

- ・長澤則子『新版 米国個人所得税申告の基礎知識』（清文社 2013 年）
- ・小森健次他『米国税務の実務ガイドンス』（税務研究会出版局 2005 年）
- ・今井正輝他『最新外国子会社合算税制』（法令出版 2012 年）
- ・橋本秀法『三訂版 Q&A 外国人の税務』（税務研究会出版局 2014 年）
- ・大島襄『2015 年改訂版 日本人・日本企業のためのアメリカ税金ハンドブック』（TKC 出版 2015 年）
- ・三宅茂久他『Q&A 海外駐在・移住のための税務ハンドブック』（財経詳報社 2012 年）
- ・「米国トランプ・共和党政権による抜本的税制改革」（月刊租税研究 2018 年 4 月号）
- ・「在米日本企業に影響の多い米国税制改正条項」（月刊国際税務 Vol.38 No.2）
- ・梶山紀子「米国におけるタックス・ヘイブン対策税制の研究－多国籍企業に対する調和的な課税制度の実現を目指して－」
会計検査院 「会計検査研究」掲載論文第 17 号 URL <http://www.jbaudit.go.jp/koryu/study/mag/17-7.html>
- ・「テリトリアル課税制度への移行に伴う移行税（強制みなし配当課税）」2018 年 7 月 25 日 EOS ACCOUNTANTS LLP
URL <http://www.eosllp.com/accounting-and-tax-a-to-z/>
- ・「Section965 Transition Tax」 IRS URL <https://www.irs.gov/businesses/section-965-transition-tax>